告

同和対策として実施する環境改善事業補助金交付要綱

♦告示

種畜証明書の書換交付ふそ病の検査の実施

種畜証明書の有効期間の延長

土地改良区の設立認可建設業者の登録

鳥取県告示第二百五十三号

種畜証明書の返納

示

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可每週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)

を次のように改正し、昭和三十六年四月一日から適用す (昭和三十五年七月鳥取県告示第三百五十八号)

0

部

る。

昭和三十六年五月六日

鳥取県知事 石

朗

第三条中 「三分の一」を「五分の二」 に改める。

鳥取県告示第二百五十四号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律 (昭和三十二年

被爆者一般疾病医療機関として、 法律第四十一号)第十四条の三第一項の規定に基づき、 昭和三十五年九月一日

昭和三十六年五月六日

次の病院、診療所を指定した。

鳥取県知事 石

破

朗

所

在

地

診療科名

名

称

八頭郡智頭町字智頭一、

ti

歯科

伊藤歯科医院

//

郡家町郡家六四七

井上

第3221号

鳥取県公

土曜日

_	3	3 昭和36年5月6日						曜日	鳥取		県	公 報		第322		1号) / 4 .	
	昭三五鳥取一第	· 種畜証明書番号		昭和三十	次の種畜につ	鳥取県告示第二百五十七号		昭三五鳥取一	1	重 畜 証 明	. //	•	"	"	十三日	//	<i>"</i>	"
	第十二号	导		三十六年五	き種	百五十		第四五号	1	書 番 号	//	•	//	//	西伯郡	"	"	"
	沢	名		月六日	畜証明書?	七号					,				郡岸本町	諏訪	八幡	安曇
	鶴	号			1が返納さ			入松		各号	月	ř	久古	//	殿河内			
	黒毛和種	種類	鳥取		れた。			黒毛和種		重 · ·	道 :	1111111	深江〃	大下″	影山″	末次〃	末次〃	来海《
	廃用	返納理由	県 知 事			,		倉吉市岡			***************************************	·						
	鳥取県八頭郡佐治村	餇	石					朝倉	ПП	飼					肝禾	3 0	次の種	鳥取県告示第二下、1十六号
	八頭郡佐	養	T'd*					富雄		育					: + 7	ロミードド	畜につ	宗第二
The second secon	E 治村	者	破					倉士		者				鳥取県知	五月	月 コートー	き種畜	产十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十
	中島	氏	=					倉吉市上古川		13				県知事 石	Į	Ì	証明書の	号
	嘉古	名	4.0					川安藤	新	氏				破破			書換交	
			朗					藤修		h							次の種畜につき種畜証明書の書換交付があつた。	
-										名				朗			った。	

船木〃 秋山〃 今井〃 高野″ 田中〃 灘尾″ 樋口 足立歯科医院 稲村〃 岡本〃 二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、 鳥取県告示第二百五十五号 荒金歯科診療所 海賀歯科診療所 ふそ病の検査を実施するから、 家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて // 日野郡日南町生山 境港市明治町八 西伯郡中山町下市三二 米子市角盤町一丁目四二 // // **倉吉市新町二丁目** 大山町国信 佐斐神町一、 淀江町七四三の 道笑町二丁目 博労町二丁目三一 灘町二丁目 加茂町一丁目三六 家畜伝染病予防法(昭和 〇八 // 11 11 11 // // // 别 五月十一日 つばちの所有者に対して検査を受けることを命ずる。 実施期日 みつばち 細菌学的検査 肉眼的検査 (成蜂群の性状、 表 検査、注射及び駆除の方法 十二日 実施の期日 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 実施の区域 実施の目的 昭和三十六年五月六日 米子市西福原 鳥取県知事 (直接塗抹による芽胞の検出) 別表のとおり 別表のとおり 実 ふそ病予防のため 陰田 吉岡 福市 施 \boxtimes 石 域 産卵圏の性状、 破 来海〃 藤井〃 近藤〃 山下養ほう場 実施場所 朗

11

第十四号

いては、家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百 鳥取県告示第二百五十八号

昭和三十六年五月六日

間は、

(个)第五五二号鳥取県知事登録

00743 第3221号

// 11

第五五五号 第五五三号

// //

伯耆繁泉管工業所

東伯郡東伯町浦安一五四

河

組

八頭郡智頭町大字新見

河村

小豆沢

事管

土木工

敏 脩

第五五一号

//

74

四

三朝建設

(株)

三朝町大字本泉

大丸

義男

建設工事

昭和36年5月6日

縦覧に供する書類の名称

鳥取県知事

石

破

朗

結果、

これを適当と認めたので、

土地改良法

(昭和二十

については、その土地改良事業計画及び定款を審査した 十四人の者から申請のあつた福積土地改良区の設立認可

四年法律第百九十五号)

第八条第四項の規定により、

ように縦覧に供する。

昭和三十六年五月六日

鳥取県知

事

石

朗

土地改良事業計画書の写

次のように縦覧に供する。 十四年法律第百九十五号)

昭和三十六年五月六日

土曜日 鳥 取 県 公

鳥取県告示第二百六十号

昭和三十六年一月十二日付けで倉吉市服部太田勝義ほ

可については、その土地改良事業計画及び定款を審査し か十四人の者から申請のあつた服部土地改良区の設立認

た結果、これを適当と認めたので、

第八条第四項の規定により、

土地改良法(昭和二

鳥取県告示第二百六十一号

倉吉市役所

縦覧に供する場所

,……-昭和三十六年五月八日から二十日間とする。

昭和三十四年八月十五日付けで倉吉市福積田中巖ほ

5

 \equiv

縦覧に供する期

(=)

定款の写

四三六、二

登録年月日 木

 \equiv

名

朗

鳥取県知事

石

破

村 建 称 設

鳥取市国安

木村

寿男

土木工事

主たる営業所の所在地

申請者氏名

要

号)第六条第二項の規定によりその種畜証明書の有効期 昭和三十六年度定期種畜検査の日まで延長さ れ

ル

十六年度定期種畜検査実施の日以前に満了するものにつ 交付された種畜証明書のうち、その有効期間が、昭和三 昭和三十五年度に実施された定期種畜検査に基づき、

鳥取県告示第二百五十九号

よる登録の申請に基づき、

同法第八条第一項の規定によ

次のとおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十六年五月六日

鳥取県知事

石

破

朗

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第六条の規定に

//

//

船岡町 若桜町

根

11

第二十五号 第十九号

第十七号

下桃石秀

山 花 井 村

11 //

//

//

郡家町

新松 長蔵 久雄

用瀬町

小松 山本 上田

昭和36年5月6日 土曜日 鳥 取 県 公 報 第3221号 昭和四年四月十五日第三種郵便物製 三 縦覧に供する場所 二 縦覧に供する期間 昭和三十六年五月八日から二十日間とする。 倉吉市役所 (--) 縦覧に供する書類の名称 定款の写 土地改良事業計画書の写 発 行 日 火 金 印 発 [定册 石 世 所 古 一部 月極 一二〇円(配送料共)】 鳥 取 県 印 刷 所鳥取県鳥取市栗谷町 刷 原 取 県 東 東 県